

茨木市情報発信基本方針【概要版】

1. はじめに

策定の背景と目的

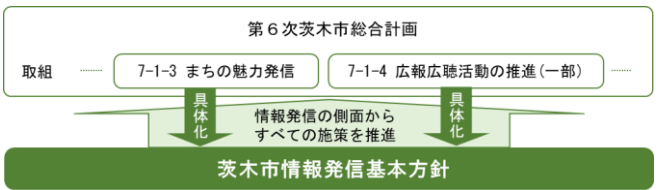
- 平成28年3月に「茨木市シティプロモーション基本方針」を策定。
- 市政への更なる信頼と共感を育み、まちに関わる人を増やして「共創」のまちづくりを推進するため、魅力発信以外の情報発信でも「効果的で戦略的な情報発信」の実践が必要になっている。
- シティプロモーション基本方針を発展的に見直し、市の情報発信全般を対象とした方針として「茨木市情報発信基本方針」を策定する。

シティプロモーション基本方針からの見直しポイント

- 対象範囲に「広報活動」を追加
- 情報発信に関する取組に重点を置いて整理

位置付け

- 情報発信の側面から、総合計画に掲げるすべての施策を推進するための施策横断的な方針として位置づけ。



対象となる期間

- 令和7年度から令和16年度まで
- 令和11年度に目標値の再設定、社会情勢の変化等に応じた見直し、修正等を検討する予定

2. 情報発信に係る現状と主な課題

情報発信に係る主な課題

- ①様々な人が情報発信に関わる仕掛けづくり
- ②時代の変化を捉えた媒体の選択
- ③市民に届き、正しく伝わる広報活動の実践
- ④新たな魅力資源を活用したシティプロモーション

3. 情報発信に係る基本理念等

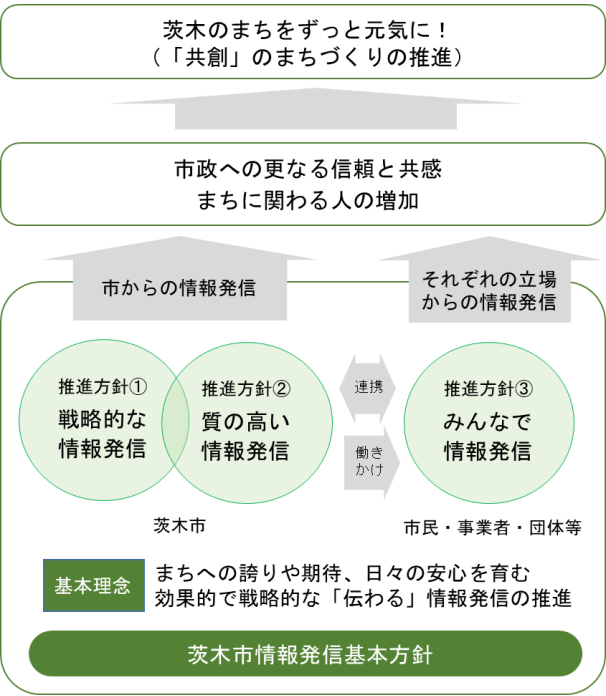
目的と基本理念

【目的】市民等の市政への更なる信頼と共感を育み、まちに関わる人を増やすこと

【基本理念】まちへの誇りや期待、日々の安心を育む効果的で戦略的な「伝わる」情報発信の推進

推進方針

- ①戦略的な情報発信 / ②質の高い情報発信 / ③みんなで情報発信



体系イメージ

成果指標と進行管理

【成果指標】茨木市ホームページのアクセス数(ユーザー数)、茨木市公式SNSの登録者数、ブランドメッセージの活用件数、ふるさと寄附金の寄附件数

【進行管理】指標の実績値把握、評価等は、総合計画の進行管理手法である施策評価によるものとする。

4. 取組の方向性

推進方針1：戦略的な情報発信

【情報発信全般に係る取組の方向性】

- 1-1 媒体の使い分けと連携強化
- 1-2 動画コンテンツのさらなる活用
- 1-3 新たな媒体の活用検討
- 1-4 情報格差への配慮

【シティプロモーションに係る取組の方向性】

- 1-5 ブランドメッセージの活用推進
- 1-6 茨木を知る機会の充実

推進方針2：質の高い情報発信

【情報発信全般に係る取組の方向性】

- 2-1 広報誌、市ホームページの継続的な改善
- 2-2 市職員の情報発信スキルの向上
- 2-3 クリエイター等の外部人材との連携

【シティプロモーションに係る取組方針】

- 2-4 まちの魅力の発掘と編集

推進方針3：みんなで情報発信

【情報発信全般に係る取組の方向性】

- 3-1 市民と連携した情報発信
- 3-2 事業者・団体と連携した情報発信
- 3-3 パブリシティの推進

危機管理広報

- 常時から必要な準備、訓練等に努め、危機管理案件の発生時には、迅速かつ正確な情報発信を行う。
- 必要に応じて記者会見や広報誌の臨時発行等により広く情報を発信することで、市民への説明責任を果たす。

推進体制等

